

平成25年10月30日

岩手労働局発表

報道関係者 各位

岩手労働局労働基準部賃金室

(担当) 賃金室長 藤本 行男  
室長補佐 鈴木 千春

(電話) 019 - 604 - 3008

## 岩手県特定(産業別)最低賃金の改正を岩手労働局長に答申

岩手県内の下記の下記の5産業に適用される岩手県特定(産業別)最低賃金の改正について、岩手地方最低賃金審議会(会長 種田 勝)は、岩手労働局長(弓 信幸)の諮問を受け、県内の景気動向、賃金の状況等を基に調査審議を重ねてきたところ、10月30日に開催された第5回岩手地方最低賃金審議会において、下記のとおり答申した。

この答申を受け、岩手労働局長は、最低賃金法等の定めるところにより、県内の5産業の労働者又はこれを使用する使用者から異議の申出を受けた後、官報公示を行い、各種商品小売業は平成26年2月1日に、そのほかの4産業は早ければ本年12月28日に岩手県特定(産業別)最低賃金が改正発効されることになる。

### 記

岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業製造業最低賃金

時間額 740円 (引上げ額12円、引上げ率1.65%)

岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

時間額 718円 (引上げ額9円、引上げ率1.27%)

岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金

時間額 729円 (引上げ額12円、引上げ率1.67%)

岩手県各種商品小売業最低賃金

時間額 729円 (引上げ額9円、引上げ率1.25%)

岩手県自動車小売業最低賃金

時間額 751円 (引上げ額12円、引上げ率1.62%)